

7月13日(日)は滋賀県知事選挙 7月27日(日)は長浜市議会議員一般選挙の投票日です

選挙管理委員会(☎65-6503)

投票時間 7時～20時
(一部時間を繰り上げる投票所もあります)

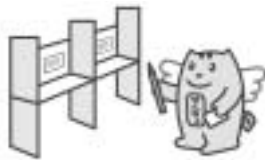
当日投票に行けない人は、期日前投票をしましょう

☆入場整理券の裏面に「期日前投票宣誓書」を印刷しています。期日前投票をする際には、事前に記入してお持ちいただくと、手続きが早く済みます。ぜひ活用ください。

**滋賀県知事選挙
投票所変更のお知らせ**

7月13日

(日)の知事選では、一部の投票区で下記のとおり変更になります。
入場整理券に印刷されている投票所を確認し、間違えないようにお越しください。



【投票所変更の投票区】

対象自治会	7月13日の投票所
小堀、小堀新、コーポ小堀、南田附西	ながはまウエルセンター
唐国町、月ヶ瀬町	月ヶ瀬多目的集会所
柿ノ木、長田町	長田町会館
古橋	古橋ミニ集会所
摺墨	丹生コミュニティセンター

※市議選の投票所の変更は7月15日号でお知らせします。

西之表市と締結「友好都市大規模災害時における相互応援に関する協定」

防災危機管理課(☎65-6555)

この協定は、本市または西之表市において災害が発生し、市独自では十分な応急措置が実施できない場合などに、両市が職員の派遣や食料・飲料水その他必要な資機材の提供、被災者の受入れなど、幅広い応援対策および応急復旧対策を実施することを目的としています。



(場所：東別館 災害対策本部室)

→協定締結式でかたい握手を交わす
(左から)土田議長、藤井市長、西之表市の長野市長、永田議長

本庁跡地整備基本構想検討会議の市民委員を募集します

総務課財産管理室(☎65-1717)

5月に策定した「長浜市役所本庁跡地等利活用基本方針」に基づき、本庁跡地等整備基本構想を策定するにあたり、関係者や市民の皆さんの意見をお聞きする会議の市民委員を募集します。

【募集人数】

2人(応募多数の場合は選考により決定)

【応募資格】

次の全てを満たす人

①市内在住または在勤の満18歳以上の
人(7月1日現在)

②国・地方公共団体の議員または常勤
の公務員でない人

③平日の日中に開催する会議に出席で
きる人(3回程度)

【募集期間】

7月1日(火)～18日(金)

※当日消印有効

【応募方法】

所定の応募用紙に必要事項を記入し、
直接または郵送、FAX、Eメールで
左記まで。

※応募用紙は左記窓口にあります。ま
た、市ホームページからダウンロー
ドすることもできます。

応募先

総務課財産管理室(本館3階)
〒526-8501高田町12番34号
☎63-4111
✉kanzai@city.nagahama.lg.jp

行政 Information **公用車に掲載する広告を募集します**

総務課財産管理室(☎65-1717)

市では、公用車に広告を掲載していただける事業者を募集しています。募集要項等、詳細は市ホームページをご覧ください。

【広告期間】

10月1日(水)～平成27年3月31日(火)

【申込受付期間】

7月1日(火)～31日(木)



掲載イメージ

公用車の種類	広告スペース 上限表示 縦×横(cm)	広告料(税込) (1か月あたり)
軽自動車	側面(1面) 30×50	1,500円
普通車	側面(1面) 30×50	1,500円
普通車 (ワンボックスタイプ)	側面(1面) 40×80	3,000円

行政 Information **コンビニで住民票や印鑑証明が取れます**

市民課(☎65-6511)

住民基本台帳カード(住民カード)を使って、コンビニで住民票等の証明書が取得できます。

【利用可能時間】

平日休日を問わず6時30分～23時

※年末年始と休止日除く

【使えるコンビニ】

全国のセブン-イレブン、ローソン、サークルKサックス、ファミリーマートのマルチコピー機設置店

【取れる証明書】

住民票の写し(本人または同一世帯員のもの)
印鑑登録証明書(本人のもの)

【コンビニ交付手数料】

・今年の12月末まで 1通200円
・平成27年1月以降 1通300円

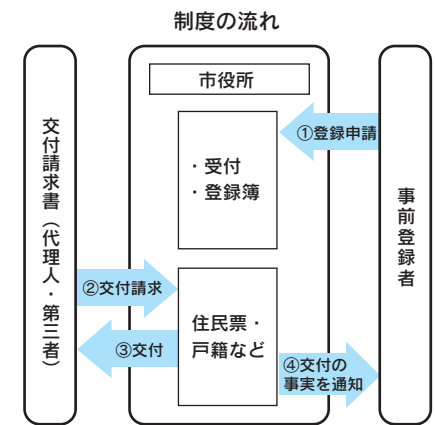
○住民カードを作るには
本人が左記窓口へお越しください。なお、即日交付は市民課に運転免許証やパスポート等をお持ちの場合のみです。
※発行手数料500円が必要です。

住民カード申請窓口

市民課
北部振興局福祉生活課
各支所



申請窓口・提出先 市民課 北部振興局福祉生活課・各支所



行政 Information **事前登録型本人通知制度を始めました**

市民課(☎65-6511)

この制度は、住民票の写しや戸籍謄本などの証明書を本人の代理人や第三者に交付した場合に、その事実を、事前に登録した本人へ通知するものです。これにより、証明書の不正取得の早期発見や身元調査目的などの不正請求の抑止が期待できます。この制度の利用を希望する人は、登録申込みをしてください。

○登録できる人

市に住民登録または本籍がある人(過去にあった人も含みます)

○登録方法

左記窓口に備付けの登録申込書に、必要事項を記入のうえ提出してください。

※登録申込書は、市ホームページからダウンロードすることもできます。

○登録に必要なもの

・本人確認書類(運転免許証、パスポート、住民カードなど顔写真入りの証明書)

・代理人の場合は委任状、法定代理人の場合は資格を証明する書類(戸籍謄本など)